

年 末 年 始 の 持 込 ご み 受 付 予 定 表

(令和5年12月28日から令和6年1月5日まで)

事業系ごみ(持込ごみ)

月		12				1					受 付 搬 入 時 間
		28	29	30	31	1	2	3	4	5	
曜 日		木	金	土	日	月	火	水	木	金	
一般持込みごみ (事業系/ 個人持込)	青梅市	○	○	午後3時 まで	×	×	×	×	○	○	一般持込ごみ (事業系/個人持込) ○印 午前 8:30 ~ 12:00 午後 1:00 ~ 4:00 ×印 お休み ※午後4時に搬入が完了すること と(30日は午後3時)
	福生市	○	○	午後3時 まで	×	×	×	×	○	○	
	羽村市	○	○	午後3時 まで	×	×	×	×	○	○	
	瑞穂町	○	○	午後3時 まで	×	×	×	×	○	○	
備 考		通常業務	通常業務	午後3時 まで	お休み	お休み	お休み	お休み	通常業務	通常業務	

※ ごみの搬入には排出地域各市町の許可が必要です。

許可を受けた一般廃棄物管理票(確認印押印済みのもの「福生市を除く」)がないと搬入できません。

連休中は各市町の窓口がお休みとなります。事前に許可を受け搬入してください。